

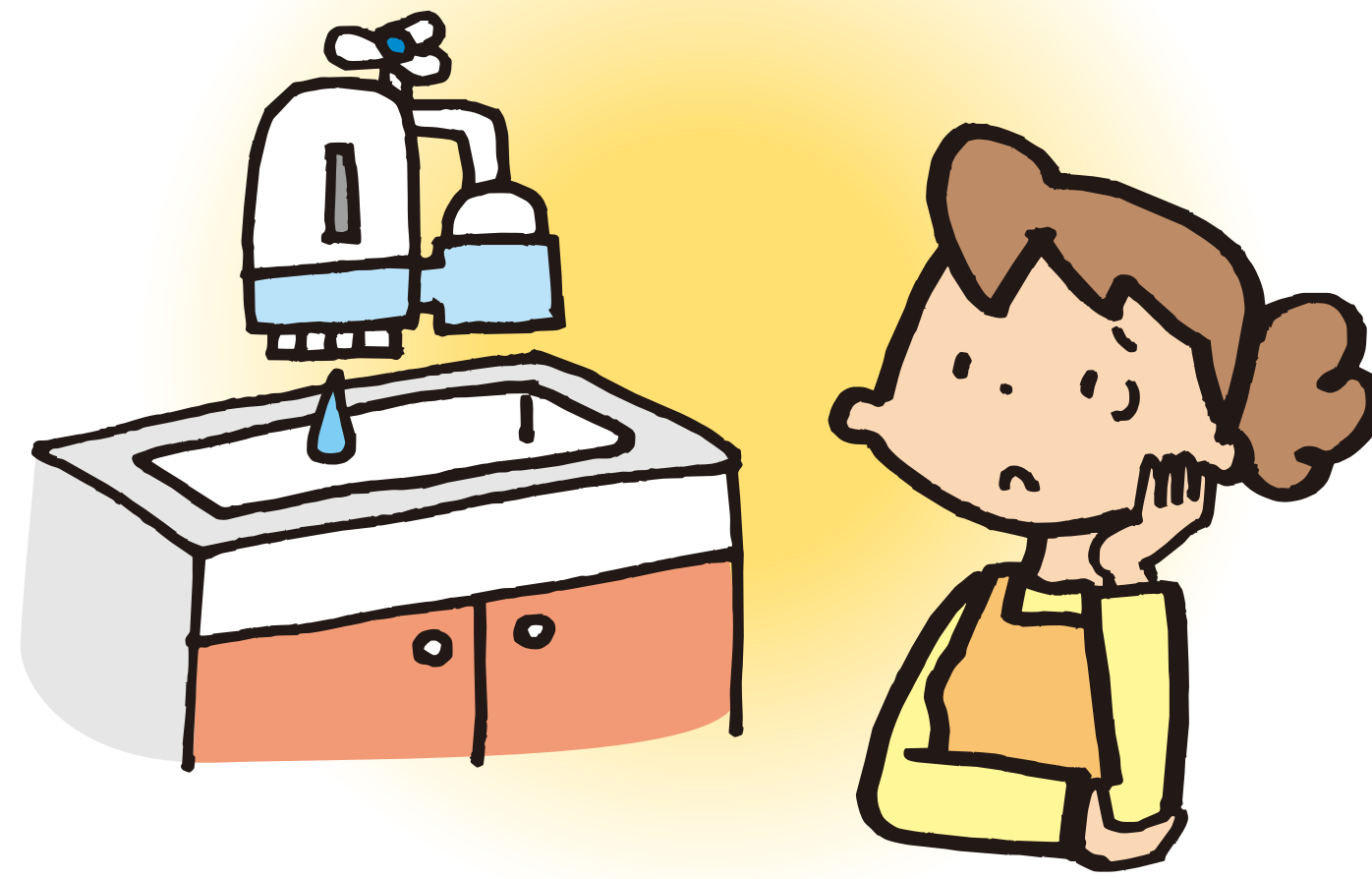
# クーリング・オフクイズ にチャレンジ



## パート 2

問4

訪問販売で浄水器を25万円で購入。  
3日間使用したが、  
よく考えてみるといらない。  
クーリング・オフできる？  
(できる) (できない)



〈答え〉

**できる**

〈理由〉

化粧品などの消耗品  
でない場合、使用し  
ていても8日以内であ  
ればクーリング・オフが  
できます。

問5

電話で勧誘され、羽毛布団を購入した。  
届いたものを見て、聞いていたものと  
違っていたのでクーリング・オフした。  
返品にかかる費用は負担する必要がある？  
(必要がある) (必要はない)



〈答え〉

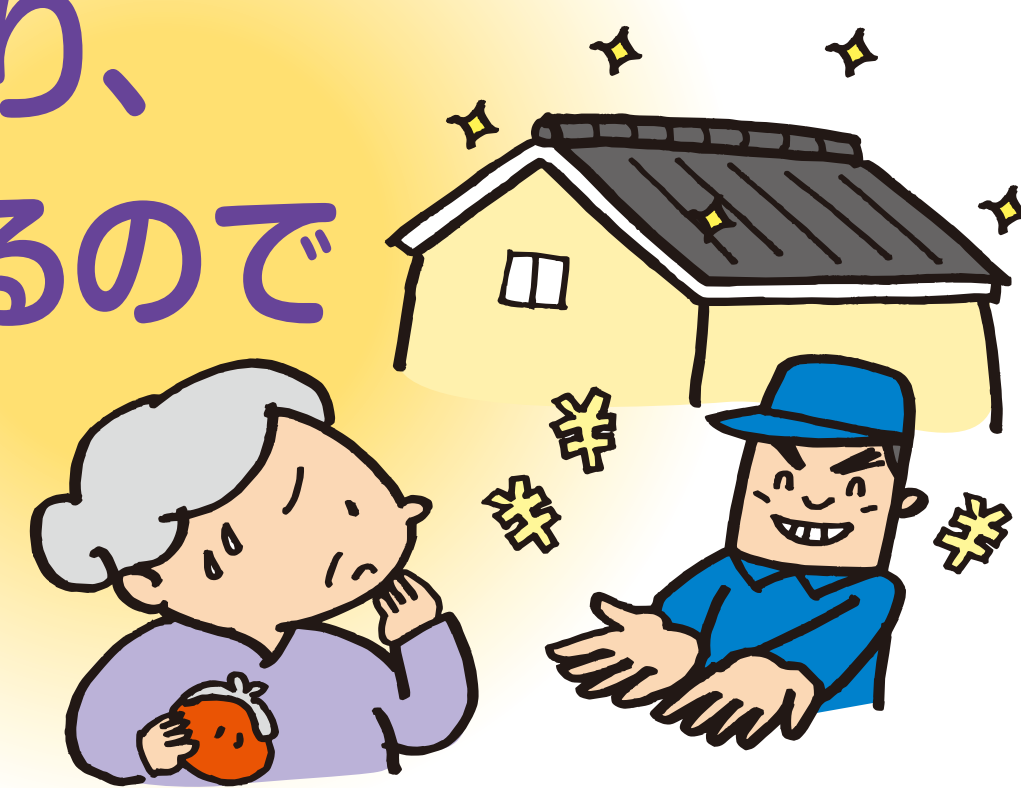
**必要はない**

〈理由〉

クーリング・オフは無条  
件解約で、契約そのも  
のがなかったことになり  
ます。返品に係る費用は  
事業者負担となります。

問6

訪問販売で屋根が壊れていると言われ修繕してもらった。  
あとで必要のない工事だったことが分かり、  
クーリング・オフした。工事は終わっているのに  
代金を支払う必要がある？  
(必要がある) (必要はない)



〈答え〉

**必要はない**

〈理由〉

クーリング・オフの場  
合、提供を受けたサー  
ビスの対価も支払う必  
要はありません。

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ